

氏名（本籍）	つね いずみ ゆう た（千葉県） 常 泉 佑 太
学位の種類	博士（工学）
学位記番号	甲第 1177 号
学位授与の日付	2024 年 3 月 18 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
学位論文題目	テンポラリーパブリックアートの実現プロセス にみる公共性に関する研究

論文審査委員	（主査）教授 伊藤 香織
	教授 山名 善之 教授 垣野 義典
	教授 寺部慎太郎 教授 郷田 桃代

論文内容の要旨

都市の公共空間でアートと出会う体験にはどのような意味があるのだろうか。本研究は、公共空間を活用して行われる一時的なアートイベントで出現するアート作品を指すテンポラリーパブリックアートの公共性の観点から、都市の公共空間の社会的役割を再考し、今後の都市計画への位置付けの可能性を提示するものである。

2010年代は、日本国内において、公共空間の利活用やマネジメントのあり方に関して多様な主体でその公共性を問い直すボトムアップの都市計画の潮流が生じた。その一方で、同時期に全国各地に広がりを見せたテンポラリーパブリックアートと捉えられる公共空間を活用したプロジェクトでは、自治体だけでなく、非営利組織（NPO）や社会的企業によって、アートの公共性が担われていたことが考えられる。

そのため、テンポラリーパブリックアートを今後の都市計画に位置付けていくためには、2010年代に行われたプロジェクトで形成されていた公共性の同時代的な特徴を捉えつつ、アートのような社会的活動が公共空間の社会的役割のどのような側面と関連しているのかを様々な主体間の協働の中に位置付けていくことが課題となる。

しかしながら、その公共性を捉えるためには、企画からアート作品の展示や発表に至るまでの一連の実現までのプロセスを考慮することと、企画の主体が自治体だけではなくNPOや社会的企業のように異なることで、実現までのプロセスを通して形成される公共性にどのような違いが生じるのかを検討する必要がある。

そこで、本研究では、2010年代に行われた企画主体が異なるテンポラリーパブリックアートの実現プロセスの比較を通して、その公共性の同時代的な特徴を明らかにする。そのう

えで、テンポラリーパブリックアートの実現による都市の公共空間の社会的役割の可能性と、ボトムアップの都市計画の潮流の中でのアートの位置付けを再考する。

本論は全8章で構成される。第1章は、本研究の背景を述べ、第2章、第3章は分析対象事例の選定と分析枠組みの設定を行う。第4章、第5章、第6章は事例分析の部分であり、NPO、自治体、社会的企業が企画主体となる事例について分析する。第7章は比較分析の部分であり、事例分析の結果をもとに事例間の共通点と相違点を比較する。第8章にて全体を総括し、結論と展望を述べる。

第1章「序論」では、本研究の背景・目的・方法・既往研究・研究の位置付けを提示した。

第2章「事例分析の対象の選定」では、テンポラリーパブリックアートのプロジェクトの事例の選定にあたり、その公共性の同時代的な特徴を捉えるため、2010年代を中心とした活動であったこと、不特定多数の人々が利用する公共空間で行われる大都市でのプロジェクトであったことを共通の条件とし、企画主体（主催）が自治体に加えて、NPO、社会的企業であるプロジェクトから事例を選定することを述べた。そして、第4章以降の事例分析の対象として「TERATOTERA」、「おおさかカンヴァス推進事業」、「FUTURESCAPE PROJECT」の3つの事例を選定し、各事例の概要を説明したうえで、事例間の共通点と相違点を整理した。

第3章「分析枠組みの設定」では、比較分析の枠組みを設定した。まず、テンポラリーパブリックアートをアートと公共空間の動的な関係から公共性を捉える視点を提示した。そして、その公共性について、都市空間の時間軸の中での公共性と関係する各主体の間で形成される公共性のそれぞれの観点から捉えることを示し、それぞれの観点に含まれる課題を指摘した。そのうえで、「実現プロセス」を定義し、そのプロセスの中での各企画主体の「アートマネジメント」の役割の必要性を提示した。

この視点に基づき、比較分析の枠組みを、実現プロセスの中で、前提となる都市の状況（自治体の政策、アート・公共空間の位置付け）と各主体のアートマネジメントの役割の観点から設定した。そして、第2章での分析対象の共通点と相違点に対応して、アートマネジメントの役割の分析では、事例の特徴に応じて異なる分析の観点を設定した。

第4章「NPOが担う公共性の分析」では、一般社団法人 Ongoing による東京アートポイント計画「TERATOTERA」の事例分析を行った。

前提となる都市の状況として、アーツカウンシルの設立によるアーティストやアートプロジェクトへの支援の拡充と、公共圏の担い手としてのNPO（非営利組織）への注目の高まりがあった。

アートマネジメントの役割として、企画・事前準備段階では、アーティストのアイデア・表現を尊重しつつ実現できるような意識を持ちつつ、アーティストと自治体や地域コミュ

ニティの間での、意識の共有が求められ、制作・交渉段階では、行政機関とは文化的意義の共有を図り、責任の所在を明確化する役割と地域コミュニティの理解を得つつ、公共空間の利用交渉を行う役割が求められ、展示・発表段階では、公共空間での展示・発表をめぐるアートの社会に対する効果への展望とともに、企画主体である NPO に責任の所在があることを明確化することと公共空間に関わる自治体との文化的意義の共有によって、アートプロジェクトの持続性を担保する役割が求められることが明らかとなった。

第 5 章「自治体が担う公共性の分析」では、大阪府による「おおさかカンヴァス推進事業」の事例分析を行った。

前提となる都市の状況として、2000 年代からの都市再生の動向が関連し、インフラの再整備と活用に向けた動きが関連していた。

アートマネジメントの役割として、企画・事前準備段階では、アーティストの活動の動機を考慮しつつ、アーティストの支援に対する姿勢を明確化した上での組織構築が求められること、制作・交渉段階では、公共空間に対するアートの効果や影響への展望を保持した上で、アーティストの制作の計画的側面と柔軟的・即興的側面に対応しながらの作品検討と実施計画・安全管理計画が求められること、展示・発表段階では、アーティストの「正統な芸術世界」外への意識を考慮したうえで、作品発表による市民への影響や効果を展望した作品鑑賞の補助が求められることが明らかとなった。

第 6 章「社会的企業が担う公共性の分析」では、象の鼻テラス（スパイラル／株式会社ワコールアートセンター）による「FUTURESCAPE PROJECT」の事例分析を行った。

前提となる都市の状況として、自治体の都市デザインと創造都市施策が影響しつつ、港湾緑地の位置付けの変化による公共空間活用の機運の高まりの影響があった。

アートマネジメントの役割として、企画・事前準備段階では、プロジェクトの企画段階からの多様な主体との協働体制の構築と市民参加の間口を広げるための工夫があり、制作・交渉段階では、作品の構造的安全性の検討から作品の一定期間の占有に伴う安全管理の警備計画まで幅広い調整の役割が求められ、展示発表段階では、作品体験の安全管理計画と共に公共空間のあり方に対する視座が求められることが明らかとなった。

第 7 章「公共性の比較分析」では、各事例分析の結果を、実現プロセスの共通点と相違点を比較により分析した。

本研究で扱った NPO、自治体、社会的企業が企画主体となった 3 事例では、共通のアートマネジメントの役割が求められつつも、NPO がテンポラリーパブリックアートの自律性、自治体が媒介性、社会的企業が包摂性というそれぞれ異なる「アーティスト」「公共空間」「市民」に対する「アートの可能性」に焦点を当てていたことがわかった。

テンポラリーパブリックアートの公共性が、この 3 つの「アートの可能性」によって合成的に形成されていたと仮定し、各プロジェクトの実現プロセス全体で形成されていた公共性は、3 次元ベクトルとして表現できるということを提示し、公共空間の社会的役割との関

連を考察した。

第8章「結論」では、本研究全体の結論を総括し、本研究の意義、今後の展望を述べた。

結論として、2010年代の日本国内でのテポラリーパブリックアートの実現プロセスにみる公共性の同時代的な特徴とは、恒久的ではなくテポラリーであるからこそ生じる、アート作品実現までのプロセスでの各企画主体の「アーティスト」「公共空間」「市民」の位置付けの相互の関係の中で公共性が形成されていた点にあったといえる。

そして、都市の公共空間においてのアートとの出会いは、特定の場所にとっての意味を超えた、価値観の複数性の提示、公共空間への関心の誘発及び規範や規制の再検討、多様なニーズに基づく表現者の枠組みの拡張という新たな解釈の提起と接することができる点に意味を持つと考えられ、今後のボトムアップの都市計画の潮流の中では、様々な企画主体による新たな解釈の提起とともに公共空間で活動するアーティスト、市民、そして公共空間自体が新たな解釈の可能性に開かれているということを一時的・仮設的な取り組みを重ねながら都市の中で位置付けていくことが必要となることが考えられる。

論文審査の結果の要旨

本論文は、テポラリーパブリックアートの公共性の分析を通して、都市の公共空間の社会的役割、及び、都市計画におけるアートの位置づけを再考するものである。ボトムアップの都市計画の潮流とテポラリーパブリックアートの広がりと同時に生じた2010年代を対象に、企画主体の異なる複数プロジェクトの調査分析を通して、公共空間の公共性のありようを考察している。日本の都市計画ではパブリックアートは静的な設置物として扱われてきたが、本研究は公共空間に一時的に現れるテポラリーパブリックアートのプロセスを通して主体間の協働及びアートと公共空間の関係に立ち現れる動的な公共性を提示しており、日本の都市計画におけるアートと公共性を位置づけ直すことに本論文の意義が認められる。

本論文は8章から構成される。

第1章「序論」では、本研究の背景、目的と方法、国内外の既往研究とそれらに対する研究の位置付けが提示されている。

第2章「事例分析の対象の選定」では、2010年代に大都市の公共空間で行われたことを条件として、自治体、NPO、社会的企業をそれぞれ企画主体とする「TERATOTERA」、「おおさかカンヴァス推進事業」、「FUTURESCAPE PROJECT」事例とすることを述べ、基本情報を整理している。

第3章「分析枠組みの設定」では、各事例で前提となる都市の状況と実現プロセスにおける各企画主体のアートマネジメントの役割を整理することを比較分析の枠組みに設定している。

第4章から第6章は各事例分析である。第4章「NPOが担う公共性の分析」は、一般社団法人Ongoingによる「TERATOTERA」の事例分析である。アート支援の拡充と公共圏の担い手としてのNPOの台頭という都市の状況、アーティストのアイデア・表現の尊重、行政や地域の理解促進、公共空間利用交渉、責任所在の明確化などのアートマネジメントの役割を示している。

第5章「自治体が担う公共性の分析」は、大阪府による「おおさかカンヴァス推進事業」の事例分析である。都市再生でのインフラの再整備と活用という都市の状況、アーティスト支援の組織構築、作品検討と実施計画・安全管理計画、作品鑑賞の補助などのアートマネジメントの役割を示している。

第6章「社会的企業が担う公共性の分析」は、スパイラルによる「FUTURESCAPE PROJECT」の事例分析である。都市デザインと創造都市施策の背景と港湾緑地の位置付けの変化という都市の状況、多様な主体との協働体制構築、市民参加の間口を広げる工夫、実現のための幅広い調整の役割、安全管理計画などのアートマネジメントの役割を示している。

第7章「公共性の比較分析」では、各事例分析に基づきプロセスの共通点と相違点を比較分析している。その結果、共通のアートマネジメントの役割が求められる反面、NPOが自律性、自治体が媒介性、社会的企業が包摂性というそれぞれ異なるアートの可能性に焦点を当てていることを明らかにし、テンポラリーパブリックアートの公共性がこの3つのアートの可能性によって合成的に形成されているという見方を提示している。

以上に基づき第8章「結論」では、2010年代の日本国内でのテンポラリーパブリックアートの実現プロセスで形成される公共性の特徴は、自律性、媒介性、包摂性というアートの可能性の合成として表現でき、企画主体の違いはアートの可能性に対する焦点の当て方の違いとして表れていると結論づけている。

この結論から、テンポラリーパブリックアートを通じた公共空間の社会的役割として、アートを通して様々な属性の市民が「解釈の多様さ」と出会うことができることを指摘し、企画主体、アーティスト、市民、公共空間自体が新たな解釈の可能性に開かれ続けていることをボトムアップの都市計画に位置づけていく必要があると展望している。

本審査の経過と論文の修正について概要を記す。

第1回審査会では、事例の基本情報と選定理由、公共性及びアートの定義、研究の位置付け、比較分析のプロセス等について明確にすべきとの意見、結論を具体的に提示すべきという意見などが挙げられた。

第2回審査会では、第1回の指摘事項に関する修正対応及び対応方針が確認された。

第3回審査会（公聴会）には審査委員に加えて対面で3名、オンラインで8名が参加し、質疑応答を行い第2回目までの修正点と論文の意義が確認された。

以上より、本論文は、テンポラリーパブリックアートのプロセスを通して立ち現れる動的な公共性から都市の公共空間に新たな光を当てるものであり、都市計画とアートを接続しなおす研究として位置づけることができる。また、主観の背後の構造を明らかに

するための質的研究アプローチにも意義がある。よって本論文は博士（工学）の学位論文として十分に価値のあるものと認められる。